

第69号議案

令和3年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

令和4年2月28日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		18,178 ^{千円}	△18,178 ^{千円}	0 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	18,178	△18,178	0
2 繰越金		73,761	108,944	182,705
	1 繰越金	73,761	108,944	182,705
3 諸収入		332,550	47,306	379,856

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 預 金 利 子	10 ^{千円}	△9 ^{千円}	1 ^{千円}
	2 貸 付 金 元 利 収 入	332, 539	47, 315	379, 854
4 府 債		36, 356	△36, 356	0
	1 府 債	36, 356	△36, 356	0
歳 入	合 計	460, 845	101, 716	562, 561

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費		460, 845 ^{千円}	101, 716 ^{千円}	562, 561 ^{千円}
	1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	460, 845	101, 716	562, 561
歳 出	合 計	460, 845	101, 716	562, 561

第2表 府 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	36, 356 ^{千円}	証書借入又は証券発行	無利子 [%]	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができ	— ^{千円}	—	— [%]	—